

青森市立橋本小学校いじめ防止基本方針

○ はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「橋本小学校いじめ防止基本方針」を策定した。
これに先立ち、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- ①学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- ②児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとする、校内における温かな人間関係を築きます。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- ⑥いじめに関する校内研修を実施し、いじめへの対応力の向上を図ります。

1 「いじめ」とは〔いじめ防止対策推進法第2条（平成25年6月28日公布）を参照〕

「いじめ」とは、本校に在籍している当該児童と等本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものや、いじめを行った児童の行為が相手側の児童に心身の苦痛を与えたものも含む。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめの定義」に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

※訴えがなくても、悪質な態様によっては、調査し対処する。（青森県いじめ防止基本方針参照）

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（青森市いじめ防止基本方針令和3年改定参照）

〈いじめの態様〉

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

2 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級集団づくりを行う。また、学級のルールを話し合っ決めて、守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や、児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導等を通して育む。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」を認めることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・年間を通して、朝のあいさつ運動、あいさつパトナー、ありがとうの木 かがやきカードの活動に取り組みせ、道徳心の育成にも関連付けた指導をしたい。自分が橋本小学校の一員として仲間から認めってもらった（役に立った）という「自己有用感」を高める手立てとする。
(R3 重点目標 2年次)

＜教員として＞

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な場面で児童に示す。
- ・児童一人一人が居場所を感じられるような学級づくりや分かる授業づくりに努め、児童との信頼関係を築くとともに、児童相互の絆（人間関係）を深めるようにする。
- ・全ての児童が自己有用感を味わうことができるよう、授業改善に努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む、道徳教育や学級指導等の充実を図る。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を、親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・学校生活アンケートを毎月1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長、生徒指導主任が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会として取組を行う。(あいさつ運動、全校集会での呼びかけ等)
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

※いじめを受けた指導の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その続べたが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処もある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止等対策委員会で情報を共有する必要がある。(青森市いじめ防止基本方針令和3年改定参照)

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを、学校便り、参観日の全体会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・通学時の様子や地域での児童の様子について、ふれあい巡回や年4回の参観日等で情報を提供してもらう。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について・・・別表1, 2, 3

＜早期発見にむけて・・・「変化に気付く」＞

- ・児童の居場所づくりや絆づくりのために、休み時間の校内巡視を行い、児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守る。週末の職員集会時に、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート結果等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。なお、アンケートは5年間保存する。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめを受けている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめを行った児童から守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめを受けている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止等対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」＞

- ・休み時間の巡視等で教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、早期に事実関係を把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめを行っている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめを行うことをやめさせる。
- ・いじめを行うことがどれだけいじめを受けた相手を傷つけ、苦しめているかに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、いじめを行う児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。また、教育委員会や関係機関等との連携が必要かどうかも含めて話し合いを進めていく。

＜いじめに対する措置＞

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた指導を守り通すとともに、いじめを行った児童に対し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・なお、成長支援の観点から、いじめを行った児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが必要である。

＜いじめの解消＞

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ①いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3ヵ月継続していること。
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けている児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められていること。いじめを受けた児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。(青森市いじめ防止基本方針令和3年改定参照)

4 いじめ防止推進教師の配置と役割について

- ・校長が命ずる「いじめ防止推進教師」は、いじめの未然防止のための方策を立案するとともに、いじめが発生した場合は、情報の集約及び仮仕分けを行い、関係児童や態様、対応についてデータベース化したり、保護者への連絡などの進捗状況を確認したりする。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な場面で児童に示す。

5 校内体制について・・・別表4, 5

- ・校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置づける。構成は、校長(委員長)、教頭、いじめ防止推進教師、生徒指導主任、養護教諭、関係教諭とし、必要に応じて、カウンセリングアドバイザー、学校運営協議会委員、スクールカウンセラーとする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめ防止等対策委員会は、定期的に週1回開催する。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

6 教育委員会をはじめとする関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、青森市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。具体的には、「いじめ対応シート」と「いじめの状況報告書(月例)」を指導課に提出する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いをすることを願う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害(自殺の計画、重大な傷害、多額の金品の被害、精神疾患等)が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・いじめにより、その児童が相当の期間(年間30日の欠席が目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・いじめたことが確定していなくても、児童やその保護者から「いじめにより重大な事態が生じた」という申し出があった場合は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たることとする。児童または保護者からの申立は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこととする。

(2) 重大事態が発生した場合の措置

- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)により、適切に対応する。
- ・重大事態が発生したら、直ちに青森市教育委員会に報告するとともに、事案の調査の主体や調査組織について指示を仰ぐ。
- ・学校が調査主体となった場合は、原則として、下記のように対応する。
 - ア 組織による調査体制をつくる。
 - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けたとされる児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、いじめがあった場合は、いじめを行った児童及びその保護者に対しても情報を適切に提供する。
 - エ 青森市教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
 - オ 調査結果を青森市教育委員会に報告する。

7 評価及び改善

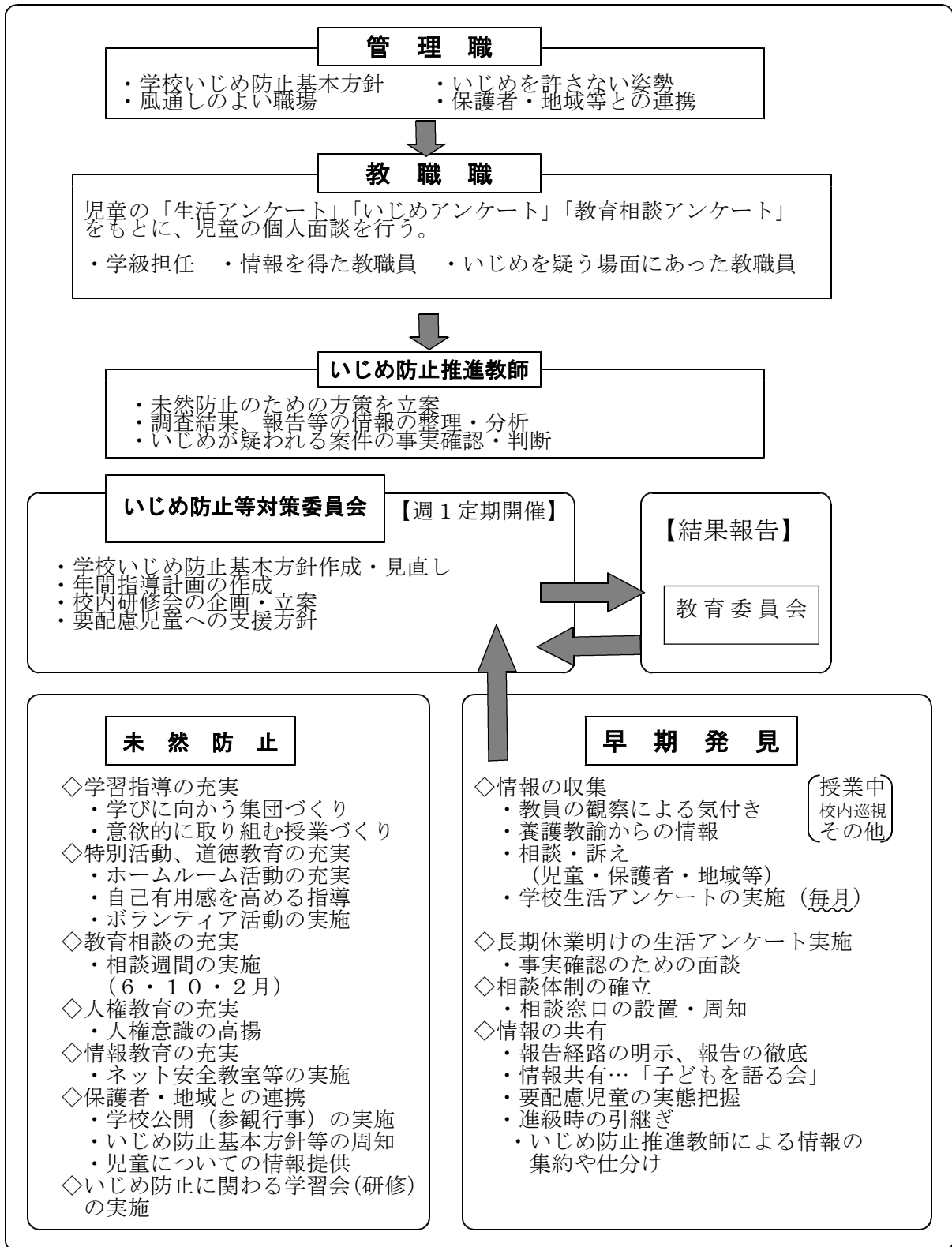
- ・いじめ防止についての当該年度の取り組みについて、児童・保護者からのアンケート調査及び教職員の評価(「いじめ問題への取り組みチェックポイント」)を行い、結果の公表を保護者・地域に行くとともに次年度に向けた改善を提案する。

8 付記

- (1) 平成29年7月28日付け「青森市立小・中学校いじめの認知に係わる基準方針」に基づき、いじめ防止対策の再点検を実施した。
- (2) 平成30年12月18日付け「いじめの早期発見・事案対処マニュアルの改善に向けた参考資料の提供」をもとに作成・見直しをした。
- (3) 令和2年4月 いじめに関する学習等に対する取組として、特別の教科 道徳の授業を通して、いじめに関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できるようにし、いじめを未然にふせぐ見直しをした。(長期休業明けに関しては、重点的に)
- (4) 令和3年4月「青森市いじめ防止基本方針の改定」に基づき一部改定した。
(令和3年9月保護者配付)

別表 1

日常の指導体制(未然防止・早期発見)



別表 2

1 いじめを受けている児童のサイン

いじめを受けている児童は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で、多くの場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机の周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりしている。 ・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。

2 いじめを行った児童のサイン

いじめを行っている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none"> ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・トイレに特定の児童の名前（または、その児童を連想させるあだ名）が書いてある。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

別表 3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。担任が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の児童の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多い。
<ul style="list-style-type: none">・壁等にいたずら、落書きがある。・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

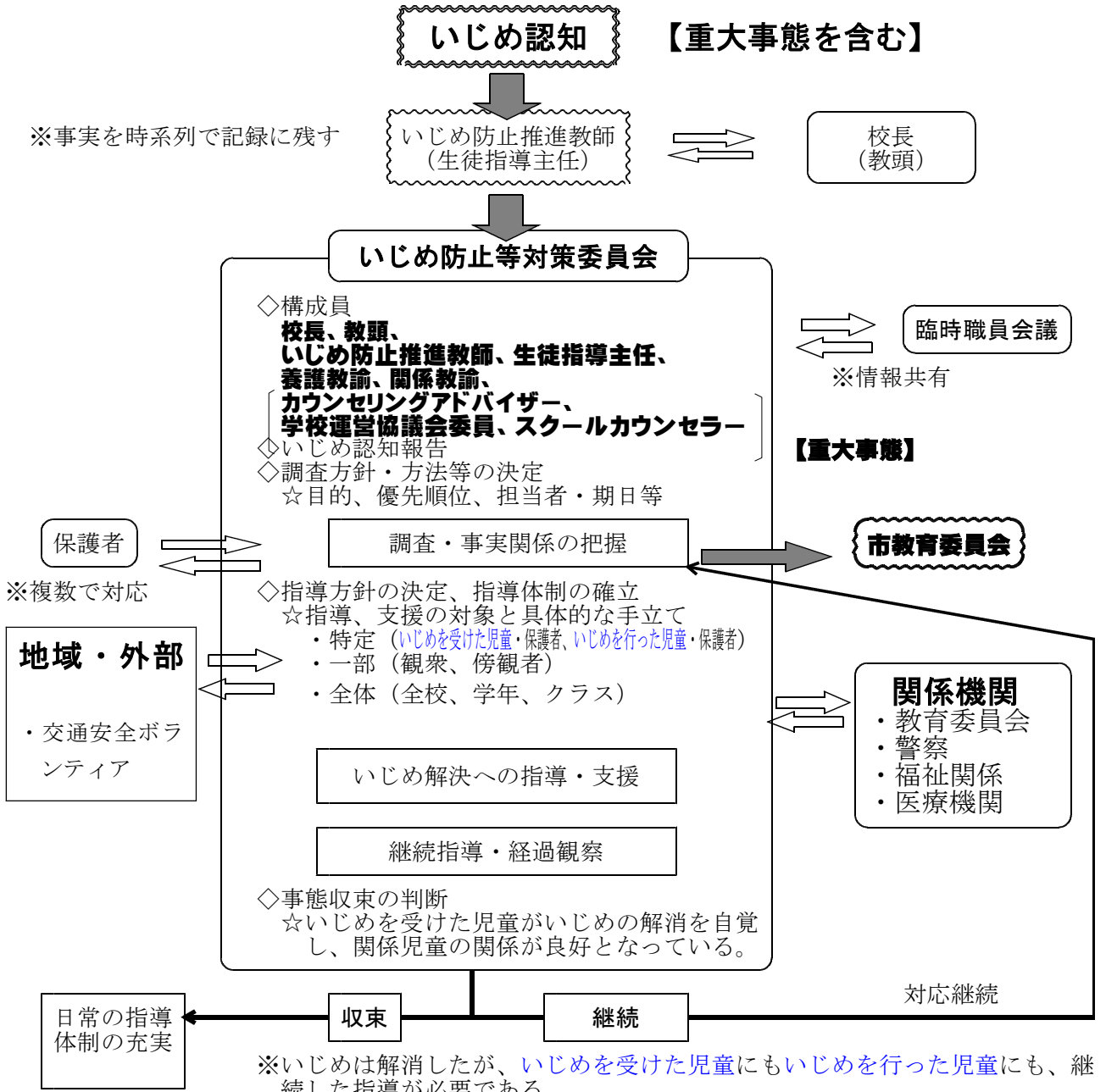
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・学校や友達のことを話さなくなる。・友達やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがあったりする。・遊ぶ友達が急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。

別表 4

緊急時の組織的対応(いじめへの対応)



別表 5

	教職員	校 内 児 童	あいさつ運動 ありがとうの木	校 外 (会議・研修)
4	・いじめ防止基本方針の共通理解 ・定期巡回指導(中・昼休み) ・登下校指導 ・いじめ防止に関する学習(研修)会	・縦割り班組織会 ・校外班組織会、校外指導 ・生活目標発表 ・児童会年間テーマ設定 ・橋本小リトルJUMPチーム加入 ・学校生活アンケート	あいさつ運動 ・年間計画作成 ありがとうの木	・生徒指導主任研修講座
5	・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・生活目標発表 ・学校生活アンケート ・縦割り班組織会(5/28) ・あいさつ運動(縦割り班)	あいさつ運動 (リトルジャンプ) あいさつボタン ありがとうの木	・いじめ防止対策 研修講座 ・市地域生徒指導 推進協議会総会
6	・校内授業研究会① ・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・生活目標発表 ・教育相談週間 ・学校生活アンケート ・あいさつ運動(縦割り班)	あいさつ運動 (3・4年) ありがとうの木	
7	・校内授業研究会② ・家庭訪問面談 ・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・生活目標発表(運営委員会) ・夏休み前全校集会 ・夏休みのしおり確認 ・学校生活アンケート ・あいさつ運動(縦割り班)	あいさつ運動 (1・2・3・4・5・ 6年・つくし) ありがとうの木	・いじめ防止対策 研修講座Ⅱ
8	・登校指導 ・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・夏休み後全校集会指導 ・生活目標発表(運営委員会) ・あいさつ、声かけ促進キャ ンペーン ・長期休業中の生活アンケート ・あいさつ運動(低学年)	あいさつ運動 (縦割り班①) ありがとうの木	・教育相談研修講 座
9	・校内授業研究会③ ・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・生活目標発表(運営委員会) ・連休のしおり確認 ・学校生活アンケート ・あいさつ運動(3・4年)	あいさつ運動 (縦割り班②) あいさつボタン ありがとうの木	
10	・校内授業研究会④ ・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・生活目標発表(運営委員会) ・教育相談週間 ・学校生活アンケート ・あいさつ運動(5・6年)	あいさつ運動 (縦割り班③) あいさつボタン ありがとうの木	
11	・校内授業研究会⑤ ・定期巡回指導(中・昼休み) ・参観週間での情報交換 ・心のふれ合い巡回	・生活目標発表(運営委員会) ・学校生活アンケート ・あいさつ運動	あいさつ運動 (1・2・5・6年) あいさつボタン ありがとうの木	・地域生徒指導推進 協議会合同会議 ・いじめ防止対策 研修講座Ⅲ
12	・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・生活目標発表(運営委員会) ・冬休み前全校集会 ・冬休みのしおり確認 ・学校生活アンケート ・あいさつ運動(3・4年)	あいさつ運動 (縦割り①) あいさつボタン ありがとうの木	
1	・いじめ防止基本方針見直し ・登下校指導 ・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・冬休み後全校集会 ・生活目標発表(運営委員会) ・長期休業中の生活アンケート	あいさつ運動 (縦割り②) ありがとうの木	
2	・定期巡回指導(中・昼休み) ・心のふれ合い巡回	・教育相談週間 ・学校生活アンケート	あいさつ運動 (縦割り③) ありがとうの木	・市地域生徒指導推 進協議会学年末総 括会議
3	・定期巡回指導(中・昼休み)	・生活目標発表(運営委員会)	あいさつ運動 (1・2・3・4・5) あいさつボタン ありがとうの木	

※いじめ防止等対策委員会は毎週1回、子どもを語る会は毎月行う。

※「学校生活アンケート」は毎月20日前後に実施する。「いじめの状況報告書」は月末までに市教委指導課に提出する。

※「仲間づくり」としても位置づけている社会体験や交流体験等

- ・朝のあいさつ運動：あいさつボタン(通年) ・ありがとうの木(通年) ・縦割り班清掃(通年)
- ・かがやきカードでの交流(通年) ・地域クリーン作戦(11月) ・全校遠足(9月)
- ・児童会による「お楽しみ企画」(2、3学期)